

# 四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務

## 企画提案実施要領

四国中央市

# 四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務 企画提案実施要領

## 1 目的

四国中央市(以下、「本市」という。)の可燃ごみ処理施設は令和 14 年頃(平成 12 年稼働開始)に耐用時期を迎え、それに伴う新たな可燃ごみ処理施設の更新が必要となってある。しかしながら、昨今の環境保護意識の高まりやカーボンニュートラルなどを鑑みると、単なる焼却処理方式ではなくエネルギーへの変換となる燃料化処理方式等での再利用を検討する必要がある、本市の社会構造等に適した可燃ごみの燃料化処理方式の導入可能性を調査する必要がある。

本業務では別紙「四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、本市において可燃ごみの処理方法として燃料化方式の採用の可否を検討するために実施する事業可能性調査業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 : 四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務
- (2) 業務内容: 仕様書のとおりとする。
- (3) 業務期間: 契約締結日の翌日～令和5年3月 20 日
- (4) 履行場所: 四国中央市内外

## 3 選定方法

参加資格要件の確認、業務実績及び配置技術者の経験等の内容による第1次審査を事務局にて書類審査後、第2次審査で、企画提案書等の書類提出を求め、四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務受託者選定委員会(以下「委員会」という。)において、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって受託候補者を選定する。

## 4 主催者及び事務局

- (1) 主催者: 四国中央市長 篠原 実
- (2) 事務局: 四国中央市 市民部 生活環境課 ごみ減量推進係  
〒799-0497  
愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番 55 号  
電話: 0896-28-6015 / FAX: 0896-28-6059  
Eメール: seikatsukankyo@city.shikokuchuo.ehime.jp

## 5 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルの参加に当たっては、次の事項を全て満たしていること。

(1) 入札参加資格審査申請書(令和3・4年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等))を提出している者又は入札参加資格審査申請書を本業務の公募に係る参加表明書の提出期限の前日までに提出する者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

(3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成16年四国中央市告示第35号)に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 過去に、地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条の規定に基づき一般廃棄物処理を目的で設置された一部事務組合もしくは広域連合、又は法律に基づき地方公共団体が共同出資した法人を含む。)が発注した以下の同種業務を元請として受注した実績があること。

同種業務 : 可燃ごみ処理施設整備(不燃ごみ等のその他処理施設との複合施設の場合は同種業務と認める)計画または構想

## 6 プロポーザル実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

項目	日程
公募期間(企画提案実施要領等のホームページ掲載)	令和4年7月15日(金)から8月5日(金)
参加表明・企画提案書等に係る質問書の提出期限	令和4年7月22日(金)17時必着
参加表明・企画提案書等に係る質問書の回答日	令和4年7月29日(金)
参加表明書等(第1次審査)の提出期限	令和4年8月5日(金)17時必着
第1次審査結果通知日	令和4年8月10日(水)
企画提案書等(第2次審査)の提出期限	令和4年8月19日(金)17時必着
第2次審査(プレゼンテーション)の実施日	令和4年8月24日(水)
第2次審査結果通知日	令和4年9月上旬予定
契約締結日	令和4年9月中旬予定

## 7 参加表明・企画提案書に係る質疑

本企画提案の内容に関する質疑の方法は、電子メールのみとする。

その際は、質問書(様式1)を利用すること。

(1) 提出期限: 令和4年7月22日(金)17時

(2) 回答方法及び公表

回答は、令和4年7月29日(金)に、様式2を用いて市公式ホームページにて公表する。なお候補者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

## 8 参加表明書等(第1次審査)の書類提出

プロポーザルの参加を希望する者は、次の通り必要書類を本市へ提出すること。

### (1) 提出期限

令和4年8月5日(金)17時必着(提出が遅れた場合は参加を認めない。)

### (2) 提出先

「4 主催者及び事務局」における事務局

### (3) 提出部数

1部

### (4) 提出方法

持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

下記(5)の提出書類を一つの封筒に入れて提出すること。

なお、封筒の宛名面には、「四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務参加表明書等」と記載すること。

### (5) 提出書類

以下の様式等については、別紙「様式集」を利用すること。なお、様式については、市公式ホームページに掲載するので、各提案者はダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。

①参加表明書(様式3)

②資格事項確認書(様式4)

③会社概要調書(様式5)

④業務実績調書(様式6)

⑤管理・主担当・照査技術者調書(様式7-1、-2、-3)

※書類⑤については、本業務に配置する者を記載すること。原則変更は認めない。

## 9 第1次審査結果の通知

### (1) 通知日

令和4年8月10日(水)

### (2) 通知方法

審査結果は、参加表明者に対して、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に審査結果通知書を電子メールにて送信する。なお、審査通過者には、下記の事項を併せて通知する。

①企画提案書で使用する提案者記号(例:○社、△社、□社、…等)

提案者記号については、事務局が決定する。また、参加表明者が1者であっても、参加資格を有するものであればプロポーザルを実施する。

②第2次審査の開始時間、会場等

## 10 企画提案書等(第2次審査)の書類提出

### (1) 企画提案書・価格提案書の提出期限

令和4年8月19日(金)17時必着(提出が遅れた場合は参加を認めない。)

### (2) 提出先

「4 主催者及び事務局」における事務局

### (3) 提出部数

#### ① 企画提案書

紙媒体 11部

電子媒体(CD-R 又は DVD-R) 1部

② 企画提案誓約書(様式8) 1部

③ 価格提案書(様式9) 1部

### (4) 提出方法

持参、書留郵便又は信書便により提出すること。

※価格提案書は封入封緘すること。封入封緘方法については、様式集を参照のこと。

### (5) 提出書類

#### ① 企画提案書(任意様式)

別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。なお、提案書の各書類には、提案者の氏名等を表記せず、当市が指定する標記(例:○社、△社、□社、…等)を使用すること。また、電子媒体(CD-R 又は DVD-R)も併せて提出すること。

#### ② 企画提案誓約書(様式8)

#### ③ 価格提案書(※代表者印を押印したもの)(様式9)

## 11 第2次審査結果の通知

### (1) 通知日

令和4年9月上旬予定

### (2) 通知方法

優先交渉権者及び次点交渉権者にのみ文書にて通知する。また、審査結果を市ホームページで公表する。

## 12 提案上限額

公告のとおりとする。

## 13 受託者の選定について

### (1) 基本的な考え方

ア 受託者の選定については、プレゼンテーション審査等の評価を基に、本業務の内容に最も適すると認められる者を選定することとする。なお、参加表明書の提出が1者のみであっても審査を行い、事務局が求める目的に添ったものであると判断した場合においては、その者を優先交渉権者とする。

イ 提出書類等は、本業務を受託する者を選定するための資料であり、そこに盛り込まれた内容全てが実際の契約条件になるとは限らない。本業務を進めるにあたり、市と受託者の協議により提案

の内容を変更することがある。

ウ 市は、委員会において選定された優先交渉権者と協議の基、業務委託契約の締結交渉を行う。

なお、優先交渉権者と協議が調わなかった場合、次点交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行い、交渉が成立した者を受託者とする。

## (2) 選定方法

### ア 第1次審査の実施

参加表明書等の提出書類の記載内容について、事務局による資格審査を実施し、参加資格要件等を審査する。

ただし、参加表明者が多数の場合は資格審査に加えて書類審査を実施し、第2次審査参加事業者を4者程度選定する。

なお、書類審査については、別紙「企画提案選定基準表」の基準を準用する。

### イ 第2次審査の実施

企画提案書に基づき、提案者のプレゼンテーションを受け、選定委員が審査を行うものとする。審査は、提案者名を公表せず、以下のとおり行うことを予定している。

○プレゼンテーションは、1者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は 30 分程度とする。(1者につき説明 20 分以内、質疑 10 分程度)

○提出した企画提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などは認めない。ただし、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。この場合、パソコンは提案者が用意し、プロジェクター、スクリーン、コード類は市が用意するものとする。

ウ 参加者の出席者は2名以内とする。

エ 実施の順番は、当市における責任抽選により決定するものとする。(抽選結果については、企画提案書の書類提出期限以降にメールにて通知する。)

オ 開始時間、会場等詳細は、別途連絡する。

## (3) 選定基準

受託者の決定にあたっては、全評価者の評価点の平均点(小数点第2位を四捨五入)の最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。同点の者があった場合は、「企画提案書評価点」の高い者を上位とし、それでも選定できないときは、評価項目の「業務遂行能力」の点数がより高い者を上位とする。

### ア 企画提案書評価点(120点)

企画提案書等の審査は、二次審査の内容を踏まえた上で、企画提案書評価点を採点する。

### イ プレゼンテーション評価点(50点)

プレゼンテーションでの対応などを踏まえた上で、プレゼンテーション評価点を採点する。

### ウ 価格評価点(30点)

価格評価点は、提出があった提案価格のうち最低価格を基準価格とし、次に示す計算式に基づき算出するものとする。

価格評価点 = (基準価格 ÷ 貴社提案価格) × 30 点

小数点以下切り捨てとする。

## (4) 業務委託契約

### ア 契約形態

交渉権者と交渉が成立した場合に業務委託契約を締結することとする。

#### イ 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。

#### ウ 業務委託料

交渉権者の価格提案書に記載された価格を基に協議にて決定する。

#### エ 費用の支払

委託料の支払については、四国中央市業務委託契約約款（公共工事に係るもの以外の業務）のとおりとする。

#### オ 契約保証金

免除する。

#### カ その他

交渉権者の決定後、契約の締結までの間において、交渉権者が「5 プロポーザル参加資格要件」で定める要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

### 14 企画提案者の失格要件

- (1) 本要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案
- (2) 参加表明者以外の者が行った提案
- (3) 提出書類のうち、いずれかに虚偽の記載を行った場合
- (4) 提出書類の作成要領及び提出方法、提出期限等に適合しない場合
- (5) 提案価格が提案上限額を超える場合
- (6) 他社の提出図書を盗用した疑いがあると事務局が認めた場合
- (7) 複数の企画提案書を提出した場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、委員会が不適格と認めた場合

### 15 その他の留意事項

- (1) 本企画提案等に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書提出後、やむなく辞退を希望する場合は速やかに参加辞退届（様式 10）を提出すること。
- (3) 提出書類の様式については、別紙「様式集」のとおりとする。
- (4) 提出書類は日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (5) 企画提案書等の提出された書類に関して事務局より電話での問合せ、追加資料等の提出を求められた場合は、速やかに回答すること。
- (6) 受付期間終了後の企画提案書等の修正及び変更は基本的に認めない。ただし、誤字・脱字などの軽微な修正についてはこの限りではない。
- (7) 企画提案書はそれ自体で完結したものとすること。よって専門用語等については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、職員が理解しやすいものとすること。審査を担当する職員が理解できない内容については、採点されない場合があることに留意すること。

- (8) 提出された企画提案書等は、返還しない。
- (9) 本企画提案に係る情報公開請求があった場合は、四国中央市情報公開条例(平成16年条例第15号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (10) 価格提案書の開封は、第2次審査の最終提案者がプレゼンテーションを実施後、同会場で事務局の責任において開封を行う。
- (11) この実施要領に定めのない事項については、四国中央市契約規則に定めるところによる。

## 企画提案選定基準表

	項目 番号	評価項目	評価の視点	配点
企画提案書評価	1	業務の実施方針	市の示す事業目的、仕様書を理解した具体的な提案となっているか。	25
	2	業務遂行能力	本業務と同種の実績などから、本業務を遂行できる能力があるか。	20
	3	業務実施体制	業務の遂行に対して、適切な実施体制となっているか。	20
	4	業務工程	実現可能かつ効率の良い工程が組まれているか。	15
	5	業務の実施内容 (1)	燃料化処理方式の特徴を踏まえ、導入に向けた課題が整理されているか。	20
	6	業務の実施内容 (2)	業務の実施内容は、導入に係る課題解決に向けた方策として妥当かつ具体的な内容となっているか。	20
プレゼンテーション評価	7	プレゼンテーション 能力	企画書を理解し分かりやすいプレゼンテーションであったか。	20
	8		業務への積極性や熱意は見られるか。	15
	9		質疑に対し、明瞭かつ適正な応答であったか。	15
価格評価	10	価格	最低提案価格を基準価格とし、点数を配分する。 価格評価点 = (基準価格 ÷ 各社提案価格) × 30 点 小数点以下切り捨てとする。	30
			評価点	200